

平成 27 年度 郡山地方広域消防組合情報公開制度運用状況

1 公文書開示請求

組合市町に住所を有する者、組合市町の区域内に事務所又は事業所を有する個人や法人等、そこに勤務する者、学校に在学する者、市税または町税の納税義務者は、実施機関（管理者、消防長、監査委員、公平委員会、議会）に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができます。

平成 27 年度

(単位：件)

実施機関	請求の状況	決定等の状況			取下げ
		全部開示	一部開示	不開示	
消 防 長	3	1	1	1 (文書不存在)	0
計	3	1	1	1	0

※ 請求の内容

本組合に対する行政視察記録の開示請求 1 件
 危険物施設情報の開示請求 1 件
 庁舎清掃業務入札経過表の開示請求 1 件

2 情報公開条例第 34 条の規定による公文書任意開示申出

本組合では、公文書の開示請求権を持たない者は、実施機関に対して開示の申出をすることができることとなっております。

平成 27 年度

(単位：件)

実施機関	請求の状況	決定等の状況			取下げ
		全部開示	一部開示	不開示	
消 防 長	4	3	1	0	0
計	4	3	1	0	0

※ 申出の内容

危険物施設情報の開示申出 3 件
 防火対象物の消防用設備点検結果報告書の開示申出 1 件

3 公文書開示請求に係る決定等に対する審査請求及び行政訴訟

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、速やかに情報公開審査会に諮問しなければなりません。

その後、審査会から答申を受けた実施機関は、これを尊重して審査請求に対する裁決をしなければならないこととなっております。

なお、平成 27 年度の不服申立てはありませんでした。

また、過去にも不服申立てはありません。

※ これまでは、

- ・ 審査請求 ⇒処分庁に上級行政庁が「ある」場合
- ・ 異議申立て⇒上級行政庁が「ない」場合

に分かれていましたが、行政不服審査法の改正により「不服申立て」（異議申立て及び審査請求）は「審査請求」に一元化されました。（平成 28 年 4 月 1 日法施行）